

◆ パソコンバンクナビWeb利用規定 ◆

三井住友銀行（以下、「当行」といいます）が法人向けインターネットバンキング「パソコンバンクナビWeb」（以下、「パソコンバンクナビWeb」といいます）の申込人（以下、「契約者」といいます）に対し、パソコンバンクナビWebを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の利用規定が適用されるものとします。なお、本規定における用語は、本規定で定義されているものおよび文脈上別の意味として解釈すべきものを除き、ValueDoor 利用規定において定義されたものと同様として取り扱うものとします。

1. 法人向けインターネットバンキング「パソコンバンクナビWeb」

（1）定義

「パソコンバンクナビWeb」（以下「本サービス」といいます）とは、契約者の端末（以下に定義します）による依頼に基づき、振込・振替手続（以下「振込サービス」といいます）または契約者の口座情報の提供（以下「取引情報サービス」といいます）を行うサービスをいうものとします。

但し、当行は、本サービスの対象となる取引を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

（2）本サービスの申込

本サービスの申込にあたっては、契約者は、「パソコンバンクナビWeb 申込書兼手数料引落依頼書」（以下「申込書」といいます）を当行に提出してください。

当行が契約者に対し所定の手続きを行ったときから、本規定の効力が発生するものとします。

なお、お申込みいただいても当行の判断により、お申込みの受付ができない場合がありますので、予めご了承ください。

次の各号のいずれかに該当する方は、本サービスの申込はできません。

①法人以外の方（個人事業主の方はご利用になれません。）

②外国為替および外国貿易法第6条第1項第6号に定める非居住者の方

また、本サービスをご利用になるには、インターネットを使った会員制の法人向け窓口「ValueDoor」（以下、「ValueDoor」といいます）のお申込が必要です。ValueDoor の利用にあたっては、別途定める ValueDoor 利用規定が適用されるものとします。なお、本利用規定に「管理専用 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第7条に定める「管理専用 ID(副)」を含むものとします。

（3）利用可能な取引の範囲

本サービスは、日本国内でのみ利用するものとします。

（4）利用環境

当行所定のブラウザソフトを備えた、契約者の占有・管理する端末（以下「端末」といいます）に限り、インターネットに接続できる環境を有しない方は利用できません。

（５）サービス取扱時間

本サービスの取扱時間は当行所定の時間内とします。

但し、当行はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、契約者のお取引店により本サービスの対象となる取引の取扱時間が異なる場合があります。

（６）取扱手数料

本サービスの利用に当たっては、当行所定の取扱手数料（消費税を含みます）をいただきます。

この場合、当行は当該手数料を、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出をうけることなしに、契約者が申込書で指定した手数料決済口座（以下「手数料決済口座」といいます）から、当行所定の日に自動的に引落します。

なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの取扱手数料を変更する場合があります。

また、手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限るものとします。

２．本人確認

（１）ＩＤ、パスワードおよびＥＢパスワードの登録、通知、および変更

①パスワード等の登録、通知および変更等

本サービスの利用に当たっては、ValueDoor 利用規定第４条に定める ValueDoor 認証のいずれか、および本サービス専用のパスワード（以下、「ＥＢパスワード」といいます）を本人確認手段として利用するものとします。

但し、当行が別途定める場合を除き、振込サービスおよび取引情報サービスの両方を利用できる者（以下、「資金移動権限者」といいます）の ValueDoor 認証は、電子認証または IC カード認証に限られるものとします。

なお、ValueDoor 認証の取扱いについては、ValueDoor 利用規定第４条に従うものとします。

契約者は、申込書による届出または ValueDoor の管理専用 ID にて当行所定の方法により、資金移動権限者と、取引情報サービスのみ利用できる者（以下「照会利用者」といいます）の ValueDoorID（以下、「ＩＤ」といいます）に対して、それぞれのサービス利用権限を付与することができるものとします。但し、資金移動権限者が電子認証または IC カード認証（当行が別途定める場合にはパスワード認証）での利用可能な振込サービスは、契約者が当行に事前に届け出た振込・振替先（以下、「事前登録した振込・振替先」といいます）に対する振込・振替に限ります。資金移動権限者が、事前登録した振込・振替先以外に対して振込・振替（以下「都度指定振込」といいます）等、当行所定の取引を依頼する場合には、ＥＢパスワードを併せて入力するものとします。

ＥＢパスワードは、契約者による申込後に当行が発行し、契約者が申込書で指定した申込代表口座（以下「申込代表口座」といいます）の届出住所宛に郵便で通知します。

契約者は、ＥＢパスワードの受領後、ＥＢパスワード受領書を、当行所定の事務センターへ返

送してください。当行は、契約者からのE Bパスワード受領書を当行所定の方法により確認後、契約者に対する本サービスの提供を開始します。

② E Bパスワードの再発行

契約者は、E Bパスワードの再発行の依頼を申込書により随時行うことができるものとします。

当行がE Bパスワード再発行の依頼を受け付けた場合、当行は契約者に対する本サービスの提供を停止した後、前記2.（1）①と同様に取扱います。

（2）本人確認手続

本サービスの利用にあたり、前記2.（1）①および ValueDoor 利用規定第5条に定める本人確認方法により確認が取れた時点で、当行は正当な契約者による利用であるとみなします。

また、都度指定振込を含む当行所定の取引については、当行は契約者に対しE Bパスワードの入力を要求しますので、契約者は、E Bパスワードを入力してください。契約者が入力したE Bパスワードが当行の要求したE Bパスワードと一致した場合には、当行は正当な契約者による利用であるとみなします。

（3）ID、パスワード、E Bパスワード、電子認証、秘密鍵、端末、ICカード等の管理

① ID、パスワード、E Bパスワード、電子認証、秘密鍵、端末、ICカードその他の本人確認に必要なものは（以下、「パスワード等」といいます）は、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者には開示しないものとします。

② パスワード等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他恐れがある場合は、当行宛に直ちにパスワード等の変更および再発行等当行所定の手続きを依頼するものとします。

③ 当行に登録されたパスワードまたは当行が要求したE Bパスワードと異なるものが当行所定の回数以上連続して入力された場合は、当行は契約者に対する本サービスの利用を停止します。契約者が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、前記2.（1）②の規定にしたがい、当行所定の書面によりパスワードの再登録を当行宛に依頼するものとします。

3. サービス利用口座の届出

契約者は、本サービスで利用する口座（以下「サービス利用口座」といいます）を申込書または当行所定の方法により当行宛に届け出るものとします。但し、サービス利用口座として指定可能な預金の種類は当行所定のものに限りします。

また、サービス利用口座の名義および住所は申込代表口座の名義および住所と各々同一の口座に限りします。

4. 振込サービス

（1）振込サービスの内容

振込サービスとは、契約者の端末による依頼に基づき、契約者の指定した日（以下「振込指定日」といいます）に、契約者の指定するサービス利用口座より契約者の指定する金額を引落のうえ、

契約者の指定する当行の国内本支店、または当行の承認する金融機関の国内本支店の預金口座への振込通知の発信を行うサービスをいうものとします。

振込の受付に当たっては、当行所定の振込手数料（消費税を含みます）をいただきます。

（２）振込と振替の区別

振込と振替の区別は、次の各号の方法で取扱います。

- ①サービス利用口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義である場合には、「振替」として取扱います。
- ②サービス利用口座と入金指定口座とが異なる当行内の本支店にある場合、もしくは当行以外の金融機関の本支店にある場合、または同一店内でも支払指定口座と入金指定口座が異なる名義である場合は、「振込」として取扱います。

（３）振込サービスの上限金額の設定

１日に、端末により依頼することのできる振込・振替金額は、契約者が申込書により当行宛に届け出た上限金額の範囲内とします。

但し、この上限金額は当行所定の上限金額を超えないものとします。また、当行はこの所定の上限金額の範囲を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

この上限金額は、当行所定の金額の範囲内で、契約者が当行所定の方法による届出を行うことにより、変更することができるものとします。

（４）当日付の都度指定振込および当日に事前登録した先への振込・振替の上限金額の設定

１日に、端末により依頼することのできる当日付の都度指定振込および当日に事前登録した振込・振替先への振込・振替（以下、「都度指定振込等」といいます）の合計金額は、契約者が申込書により当行宛に届け出た上限金額の範囲内とします。

但し、この都度指定振込等の上限金額は前記４．（３）の振込サービスの上限金額を超えないものとします。

また、当行はこの都度指定振込等の上限金額の初期設定を当行所定の金額とすることができるものとします。

この都度指定振込等の上限金額は、当行所定の金額の範囲内で、契約者が当行所定の方法による届出を行うことにより、変更することができるものとします。

（５）振込指定日

振込指定日としては、依頼日当日ならびに依頼日当日から当行所定の期限内の銀行営業日を指定することができます。

但し、依頼日当日を指定した場合であっても、当行所定の時限以降に取引依頼が確定した場合には、当行は翌営業日を振込指定日として扱うものとします。当行は、振込指定日として指定できる所定の期限ならびに振込依頼確定の時限を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

（６）取引依頼の方法

契約者（資金移動権限者に限ります）は、前記 2.（2）の本人確認手続後、取引に必要な所定事項を画面入力することで、取引を依頼するものとします。

（7）取引依頼の確定

当行は、取引依頼を受付けた場合、契約者の端末に受付けた依頼内容を表示します。契約者は、当該表示内容を確認のうえ、当行所定の方法により確認した旨を当行に通知してください。

尚、当行所定の取引については、当行は E B パスワードの入力を要求しますので、契約者は、通知にあたり、E B パスワードを入力してください。この通知が当行所定の時限までに当行に到達した場合は、取引依頼が確定したものとします。

依頼内容が確定したときには、当行はその旨を契約者に通知するものとし、この通知が回線障害等の理由で届かない場合には当行に照会するものとします。

この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、特に定めのない限り、取引依頼が確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

（8）振込サービスの手続き

振込・振替資金および前記 4.（1）の振込手数料の引落ならびに振込通知の発信は、原則として、振込振替依頼が確定した後、振込指定日に行うものとします。

（9）資金の引落

①当行は、契約者から支払依頼を受けた振込・振替資金、および当行所定の振込手数料（消費税を含みます）を、契約者の指定するサービス利用口座にかかる各種規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手等の提出なしにサービス利用口座より振込指定日に引落します。

②資金の引落時において、契約者の指定するサービス利用口座からの引落金額（手数料も含みます）が当該サービス利用口座から支払可能な金額（当座貸越を利用できる範囲内を含みます）を超える場合は、契約者からの取引依頼はなかったものとして取扱います。

なお、資金の引落日において、サービス利用口座からの引落が複数あり、その引落の総額がサービス利用口座から支払可能な金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。

③前記 4.（9）①の引落ができなかった場合（サービス利用口座の解約、差押など正当な理由によってサービス利用口座からの引落ができない場合を含みます）は、当該取引依頼はなかったものとして取扱います。

また、当行は資金の引落ができなかったことを契約者に連絡することはいたしません。

（10）取引内容の確認

本サービスによる振込振替後は、契約者は速やかに預金通帳等への記入、または別途送付する取引明細書等により当行が実際に行った取扱内容と依頼内容とを照合してください。

万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、契約者は直ちにその旨を当行に連絡するものとします。

また、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって取扱うものとします。

（１１）取引依頼の確定後の取消、変更、組戻

①取引依頼が確定した後の取消、変更、組戻は原則としてできないものとします。

また、当行がやむをえないものと認めて組戻または変更を承諾する場合には、当行は契約者から口座保有店に当行所定の依頼書の提出を受けたうえで、その手続きを行うものとします。但し、この場合、前記４．（１）の振込手数料は返却しません。なお、振込指定日を依頼日の翌営業日以降に指定した場合は、当行所定の時限までであれば、当行所定の方法により取消の依頼を行うことができるものとします。

②契約者から組戻の依頼を受付けた場合、当行は当該依頼書にしたがって、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③当行は、振込先の金融機関から振込資金が返却されたときには当該資金をサービス利用口座に入金し、その時点で、当行所定の組戻手数料（消費税を含みます）をサービス利用口座より引落すものとします。

④前記４．（１１）②の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。なお、組戻ができなかったときは、組戻手数料はいただきません。

⑤契約者から変更の依頼を受付けた場合、当行所定の変更手数料（消費税を含みます）をサービス利用口座より引落すものとします。

⑥当行が契約者の依頼に基づき発信した振込通知について、入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、当行は契約者に対し、依頼内容について照会することがあります。当行からの照会に対し、相当の期間内に回答がなかった場合または、連絡がつかない等の場合には、当行は振込資金をサービス利用口座に入金し、その時点で、当行所定の組戻手数料（消費税を含みます）をサービス利用口座より引落すものとします。

なお、この場合、前記４．（１）の振込手数料は返却しません。

５．取引情報サービス

（１）取引情報サービスの内容

取引情報サービスとは、契約者の端末による依頼に基づき、契約者の指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会、振込明細照会、利用履歴照会の口座情報を提供するサービスをいうものとします。

（２）照会依頼の方法

契約者は、前記２．（２）の本人確認手続後、取引に必要な所定事項を画面入力することで、取引を依頼するものとします。

(3) 回答後の取消、変更

契約者から照会を受けて当行から回答した内容について、当行が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. 免責事項等

(1) 本人確認

当行が前記2.(2)の規定にしたがい、契約者本人による利用とみなして契約者からの依頼を取扱った場合は、端末、ID、パスワード、EBパスワード、電子認証、秘密鍵、ICカードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(2) 通信手段の障害等

当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害、または災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由により、本サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、あるいは当行が送信した口座情報に漏洩等が生じた場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(3) 通信経路における取引情報の漏洩等

インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(4) 郵送上の事故

当行が前記2.(1)①または2.(1)②の規定にしたがいEBパスワードを契約者に通知する際に、郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者（当行職員を除きます）が当該EBパスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(5) 印鑑照合等

契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、印章またはそれらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

7. 届出の変更等

(1) 届出事項の変更

申込書による届出事項に変更がある場合、および本サービスの申込についての届出の印章を紛失した場合には、契約者は、直ちに当行所定の書面により取引店宛に届け出るものとします。

但し、契約者の電子メールアドレス等当行所定の事項の変更については、契約者の端末による依頼に基づきその届出を受付けます。

この届出の前に生じた損害、あるいは契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2) 変更事項の届出がない場合の取扱

契約者が前項に定める変更の届出を怠るなど当行の責によらない事由により当行からの送信、通知または当行が送付する書類等が延着、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。また、変更事項の届出がなかったために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 解約等

(1) 解約方法

本規定は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。

解約の通知は書面によるものとします。

解約の効力は、通知が到着した時点より発生するものとします。後記(2)の場合には、通常到着すべき時点より発生するものとします。

また、申込代表口座、手数料決済口座が解約された場合には、本サービスも解約されたものとみなします。サービス利用口座が解約された場合には、当該口座にかかるサービスの利用が解約されたものとします。

(2) 解約通知の発送

当行が、解約の通知等本規定に基づく通知を契約者の予め届け出た住所に発信した場合は、その通知が契約者による住所移転や受領拒否等の事由により契約者に到着しなかったときでも、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

(3) 本サービスの利用停止

前記2.(3)③に加えて、契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

①契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合

②ValueDoorの利用が停止になった場合

(4) 本サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、本規定を解約することができます。

この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本規定は解約されたものとします。

①手形交換所の取引停止処分を受けた場合

②支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合

- ③前号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
- ④解散その他営業活動を休止した場合
- ⑤当行に支払うべき本サービスの手数料を2ヶ月連続して支払わなかった場合
- ⑥申込書または本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合
- ⑦ValueDoor が解約となった場合

（５）サービスの内容変更、休止

当行は事前に契約者に通知することなく、本サービスの内容を変更、休止できるものとします。

（６）規定の変更等

- ①この規定の各条項、期間およびその他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示や本サービス画面上への該当変更内容の表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- ②前記①の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

（７）解約等時の未処理

本規定が解約等により終了した場合には、その時まで振込等の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

9．規定等の準用

本規定に定めのない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、振込規定、ValueDoor 利用規定、ValueDoor I Cカード認証サービス利用規定により取扱います。

10．有効期間

本規定の当初有効期間は申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、有効期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

11．準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。